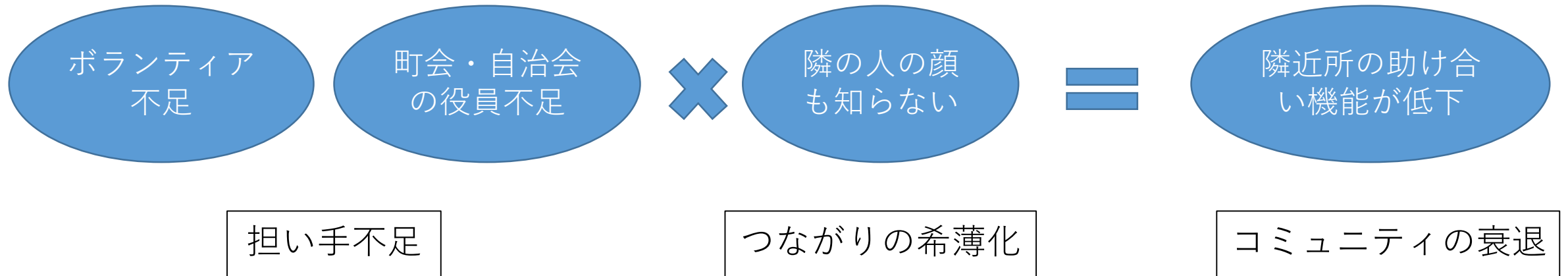


重層的支援体制整備事業について

- 少子高齢化や核家族化が進行する中で、社会の多様化が進むとともに、地域での住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足によるコミュニティの衰退が一層問題となっている。



従来の福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じている
例)

- 8050問題 80代の親と50代のひきこもりの子の世帯
- ダブルケア 育児と介護を同時に担う
- ヤングケアラー 本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う



※令和3年4月1日社会福祉法改正

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業」の創設

重層的支援体制整備事業の概要(厚生労働省資料)

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの支援を一体的に実施)

Ⅰ 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
- (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

I 相談支援

① 包括的相談支援事業 (断らない相談)

- ・既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止める
- ・適切な部署へのつなぎ、連携により解決を図る



【主な相談窓口の例】

地域包括支援センター、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、子育て世代包括支援センター「ふなここ」、子育て支援センター 他

複合的課題
など

調整・
役割分担

連携

② 多機関協働事業

- ・役割分担・各分野へのつなぎ調整
- ・情報収集、直接話を聞く
- ・複合的課題を抱えた人等の個別の支援プラン作成

調整役：地域福祉課・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」



③ アウトリーチ支援



II 参加支援事業



- ・ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させる
- ・必要な資源を開拓し、本人のニーズにあわせて資源との間を取り持つ



- ・就労準備支援事業 (地域福祉課 ※さーくる・市社協で実施)
- ※生活困窮者が対象であるが、対象を拡大し、生活困窮者以外も対象とする

III 地域づくり事業

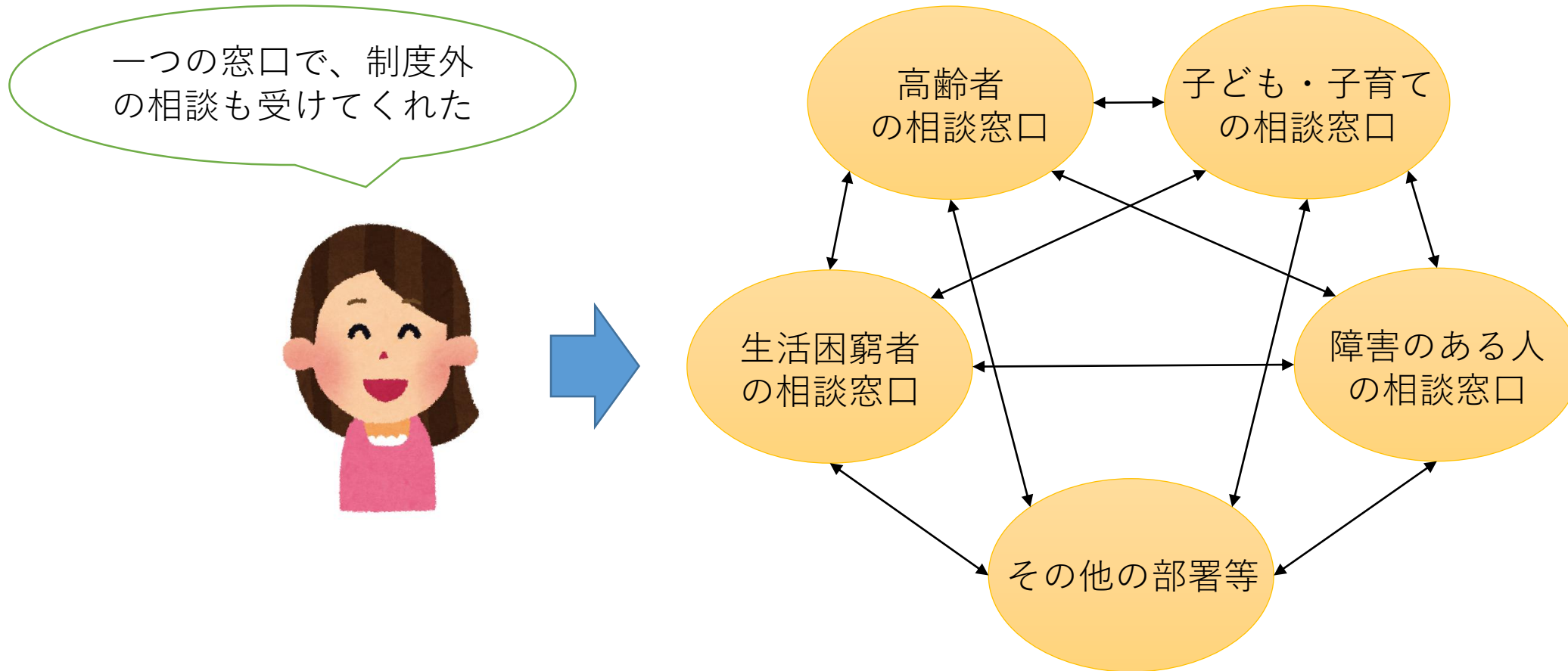
地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくり



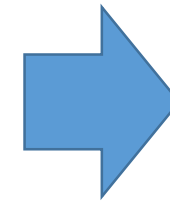
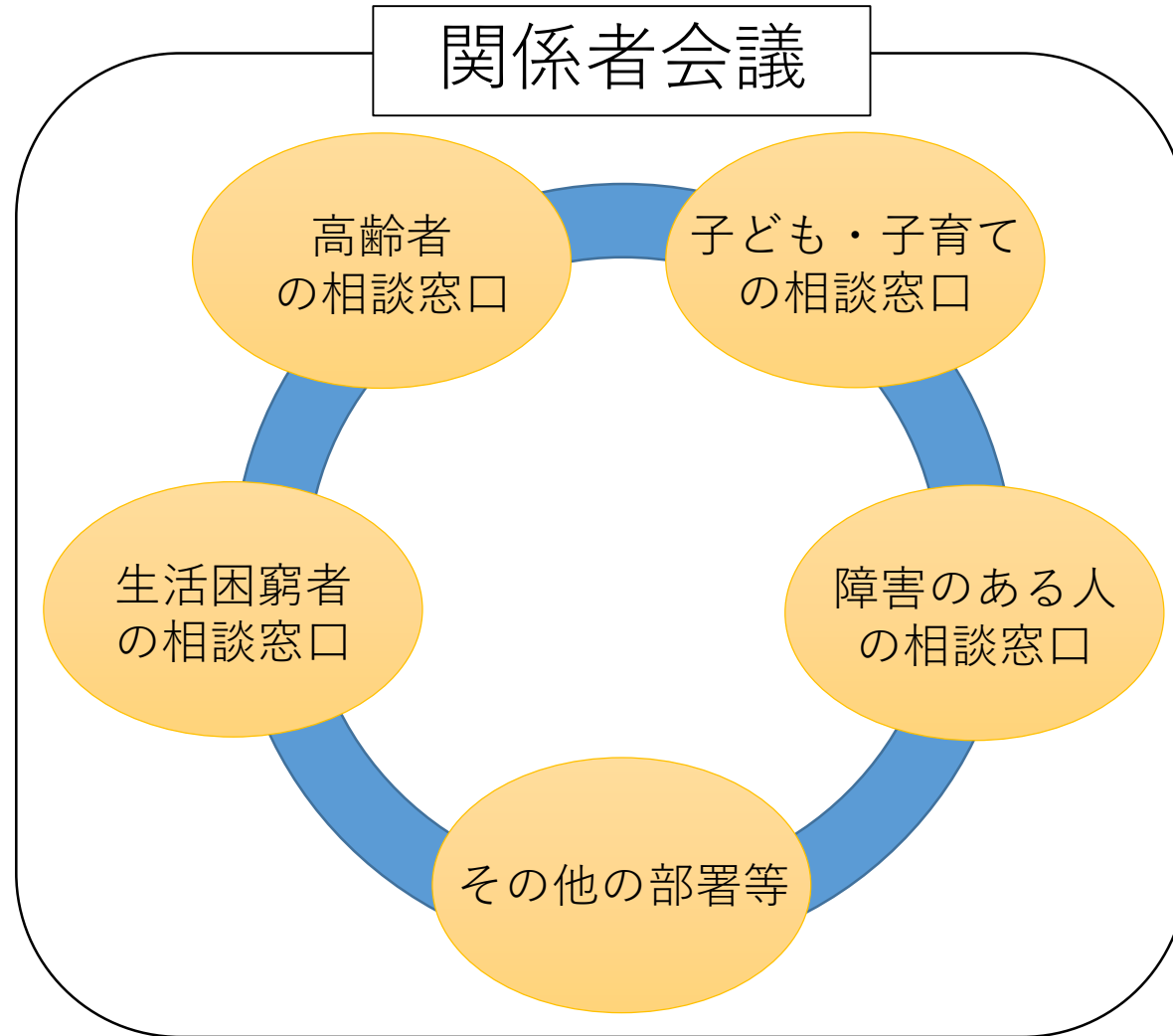
- ・地区社協活動拠点整備、生活支援コーディネーターの配置、地域福祉支援員の配置 (地域福祉課)
- ・地域活動支援センターへの補助 (障害福祉課)
- ・地域活動支援センター設置 (保健総務課)
- ・シルバーリハビリ体操推進事業、アクティブシニア介護予防補助金 (健康づくり課)
- ・地域子育て支援センター設置 (地域子育て支援課) 他



これまでの相談支援は、多くの困りごとを抱えた相談者は各制度の相談窓口個別に相談しなければならなかった。



重層的支援体制整備事業開始後の相談支援は、既存の相談窓口で世代や属性を問わず相談を受け止め、相談窓口同士の連携で課題の解決に努める。



必要な支援が受けられるようになる

相談窓口同士の連携では解決が難しいケースについては、関係機関を一堂に集めた会議を開催し、支援方針の検討を行う。

●開催方法

- ・ 複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例があり、必要と判断された場合に、地域福祉課が招集
- ・ 支援対象者の本人同意があることが原則
(本人同意ありの場合「重層的支援会議」同意が得られない場合「支援会議」として開催)

●役割

- ① 支援プラン案の適切性の協議・支援プランの策定
- ② 支援プラン終結時等の評価
- ③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

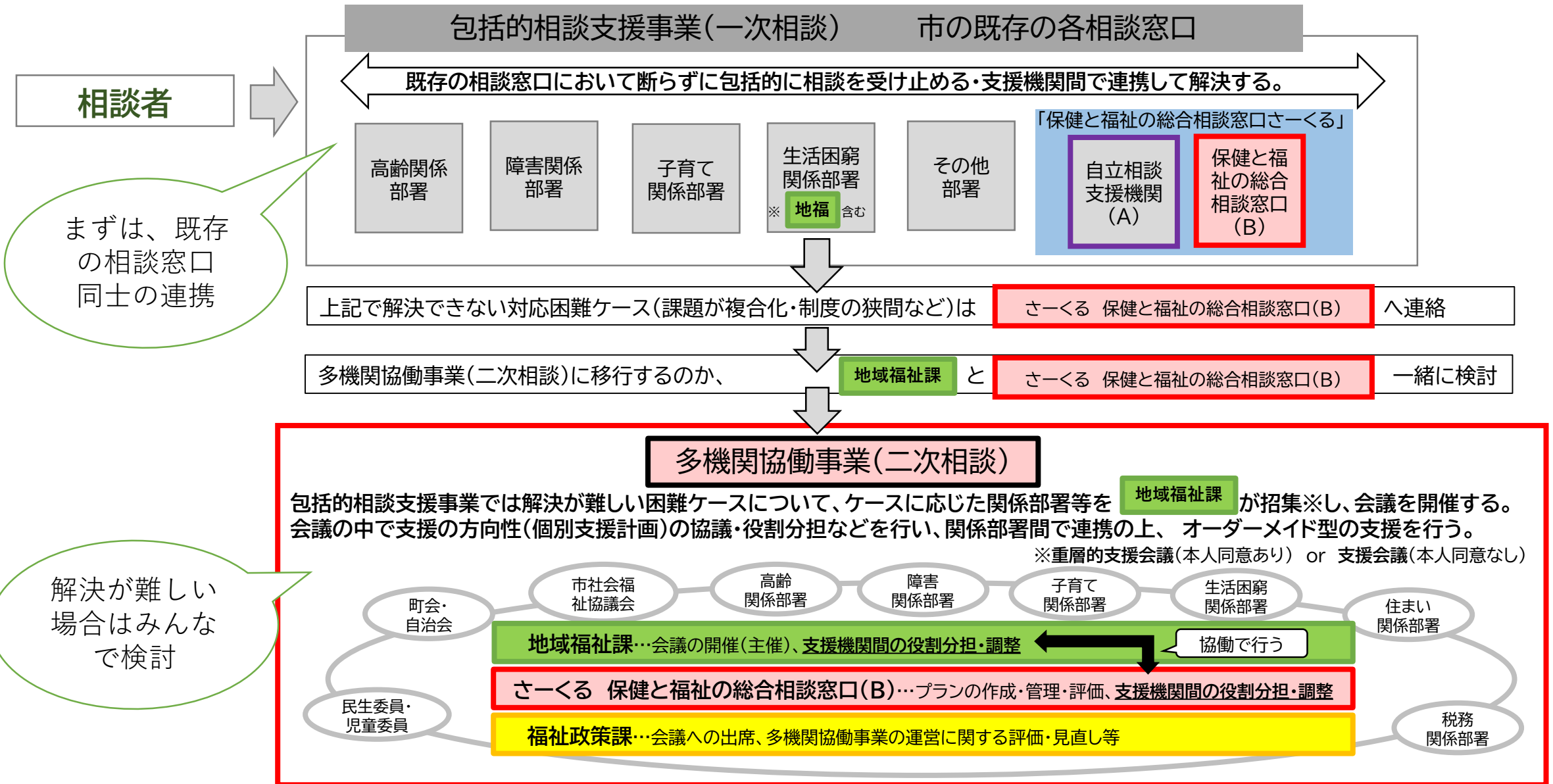
●構成員

- ① 地域福祉課(会長)
- ② 保健と福祉の総合相談窓口 さーくる
- ③ 支援関係部署・機関(ケースに応じて招集)

※福祉政策課は重層全体の評価のため、全ての会議に出席

<令和6年度実績>		
重層的支援会議	2	2回
支援会議		5回
<令和5年度実績>		
重層的支援会議	1	1回
支援会議		6回

市の既存の相談窓口から多機関協働事業を活用するまでの流れ

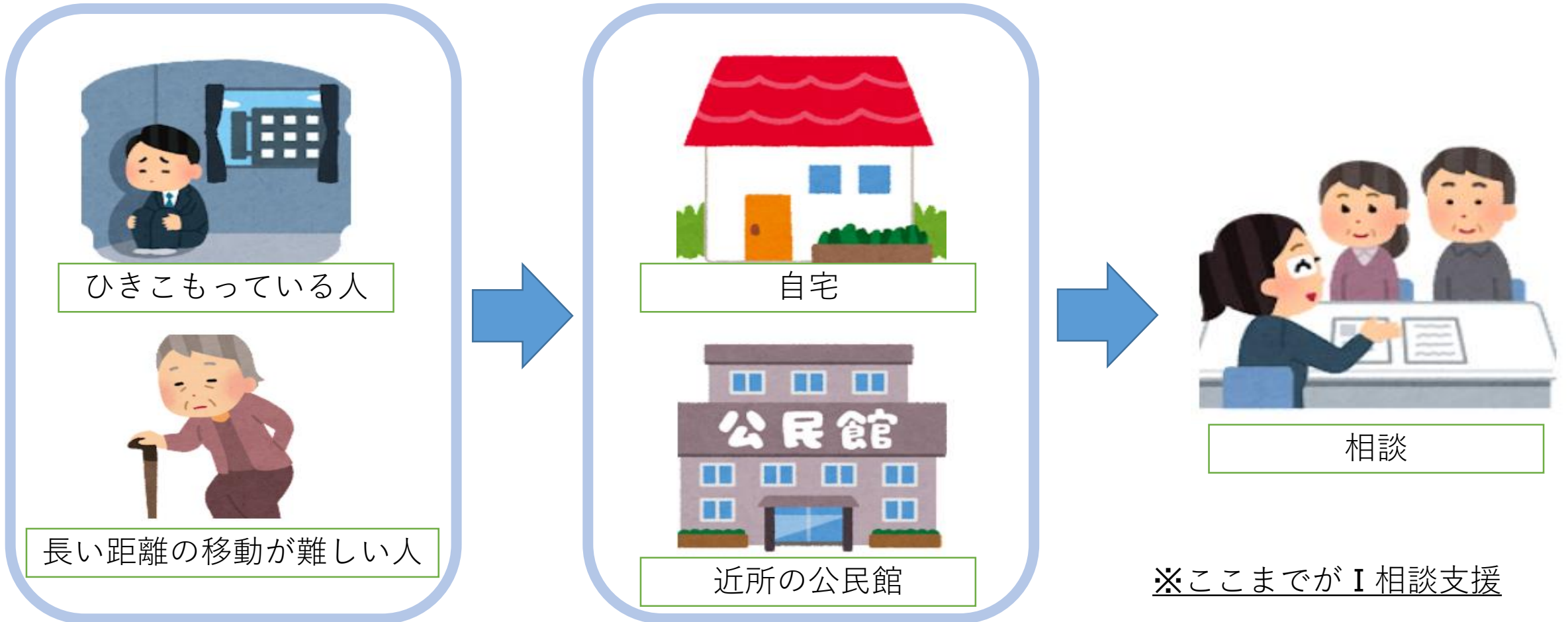


包括的相談支援事業に位置付けられる相談事業の実績

- 令和5年度から重層的支援体制整備事業の開始に伴い、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」に多機関協働事業を担当する職員を配置
- 相談件数の総数は右肩上がりになっている

年度	分野	R4	R5	R6
地域包括支援センター	高齢	72,646	79,246	88,100
障害者（児）総合相談支援事業	障害	22,408	22,532	22,524
子育て支援センター	子ども	16,176	16,839	16,055
保育コンシェルジュ	子ども	-	7,053	14,239
ふなここ	子ども	2,630	3,744	1,748
家庭児童相談室	子ども	1,617	1,614	1,429
自立相談支援事業	生活困窮	22,096	31,068	33,665
多機関協働事業	多機関	-	296	366
合計		137,573	162,392	178,126

- 必要に応じて自宅や、自宅が難しい場合は公民館などの公共施設に伺う



- ・地域に出て行けず孤立してしまっている人・世帯に対して、社会とのつながりを作るための支援を行う

参加支援事業の支援対象者



既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とされないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

ひきこもりの若者



集まりが嫌いな高齢者



精神疾患の母と不登校気味の子ども
ひとり親世帯



就労準備支援事業

※「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」と船橋市社会福祉協議会で現在行っている事業



働く意欲や自信を失ってしまった、人とコミュニケーションがうまく取れないなど、すぐに一般就労をすることが難しい人に対して、一般就労に向けた基礎能力を養うための支援を行います。

下記のようなことをしています

- ・グループワーク
- ・地区社会福祉協議会などのボランティア活動への参加
- ・内職作業(シール貼りや梱包作業などの軽作業)
- ・就労体験(市内の事業所における就労体験) など

期待される効果

- ・生活習慣形成や社会参加、就労訓練を行い「日常的な自立」、「社会的自立」、「経済的自立」を支援し一般就労に就くための基礎的な能力を習得できる。
- ・地区社会福祉協議会のボランティア活動や協力企業での就労体験を行うことで、生活困窮者の社会参加を達成する。

元々、生活困窮者に対して提供している事業だが、世帯としては困窮していないひきこもりや生活保護受給者など、生活困窮者以外の人でも利用できるように対象者を拡充。

- 各制度（介護、障害、子ども、生活困窮）の地域づくりに関する事業を活用し、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する



シルバーリハビリ体操
アクティブシニア介護予防



児童ホーム
子育て支援センター



地域活動支援センター

既存の実施事業を活用しつつ、
新しい交流の場や居
場所の確保について
検討します。



地域福祉支援員

重層的支援会議で取り扱った具体的な事例

● 支援対象者

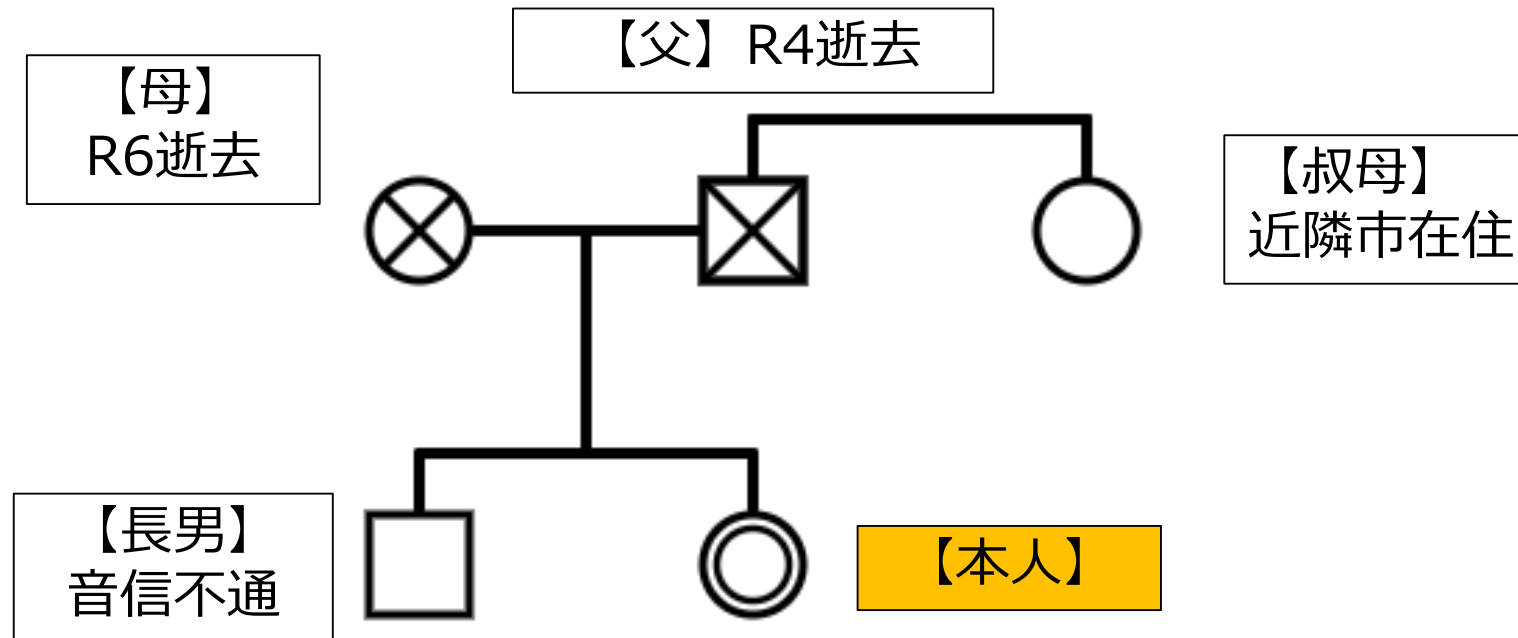
※実際に取り扱った事例を加工しています

【年齢】 50代 【性別】 女性

【同居者】 なし（同居していた母が直近で亡くなり独りになった）

【職業】 無職（職歴有）

【その他】 障害者手帳なし、生活保護未受給



●経緯（地域包括支援センターから相談）

- 同居していた母が自宅で亡くなり、母を支援していた地域包括支援センターとしては対応終了予定。娘にも課題があるため、今後の支援について相談があった。

●課題

- 10年前から仕事に就いていない
- 2年前に自転車で転倒し、足を怪我してから足の裏で立つことができなくなり、膝立ちの状態で家の中を移動している
- 一度受診したが、原因がわからなかった。何度も検査をして費用負担が増えることを懸念している
- 金銭の引き出しや買い物に関しては叔母や近隣住民が手伝ってくれていたが高齢化しており先々が心配。
- 兄が消息不明なこともあり、亡くなった両親の相続手続きができていない。
- 地域とのつながりが希薄。

●参加部署・機関

地域福祉課	会議の事務局
保健と福祉の総合相談 窓口 さーくる	本人と面談した時の状態などの共有 多機関協働事業としてプラン案の作成
福祉政策課	重層的支援体制整備事業の所管
地域保健課・ 保健センター	健康・衛生面での支援
地域包括ケア推進課 ・包括支援センター	本人と関わりを持った時の情報の共有
船橋市在宅医療支援拠 点ふなぽーと	医療的観点からの助言
船橋市社会福祉協議会	参加支援先の紹介
地区社会福祉協議会	地域の家事援助サービスなどの支援

●参加者から出た意見・提案等

【包括支援センター】亡母支援当時の家庭の状況を紹介。

【ふなぽーと】受診して異常がなくても、歩行ができない状況であれば、リハビリが必要と考える。受診が難しい場合は、訪問診療という手段もある。

【保健センター】実施できる可能性のある支援として、買い物支援や宅配サービスの申し込みの支援が挙げられる。

成人保健事業の一環として、保健師が訪問をして健康相談は可能。必要に応じて、体操などを行っている場の提供は可能。

【地区社協】地域で傾聴ボランティアをしている人がいるので、希望があればつなぐことは可能。

●支援プラン案

- ・ 今後歩行できるようになる可能性を探るため、地域の医療機関への受診を勧奨する。
- ・ 相続については弁護士に相談して進める。
- ・ 興味があれば、傾聴ボランティアにつなげていく。

～会議後の支援経過～

● 支援内容

- ふなぽーとから紹介のあった医療機関を受診。様々な疾患が発見され大学病院に入院するなど、医療的な支援が入った
- 退院後、訪問看護を導入
- 身体障害手帳の取得
- 介護保険の認定を取得
- ふれあい収集の導入
- 弁護士と受任契約を締結
- 軽度生活援助員を導入
- 食品配達サービスを導入

● 支援中の様子など

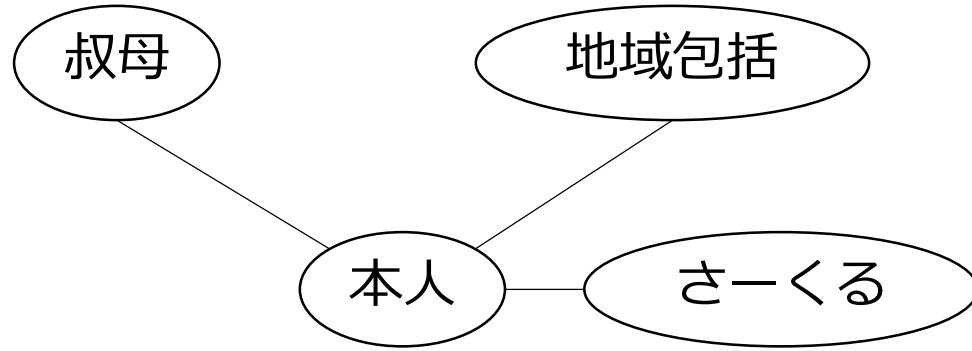
- リハビリを受け、杖をついての自力歩行が可能となった
- 導入した軽度生活援助員の担当ボランティアとの会話を楽しみにしている

● 本人の希望

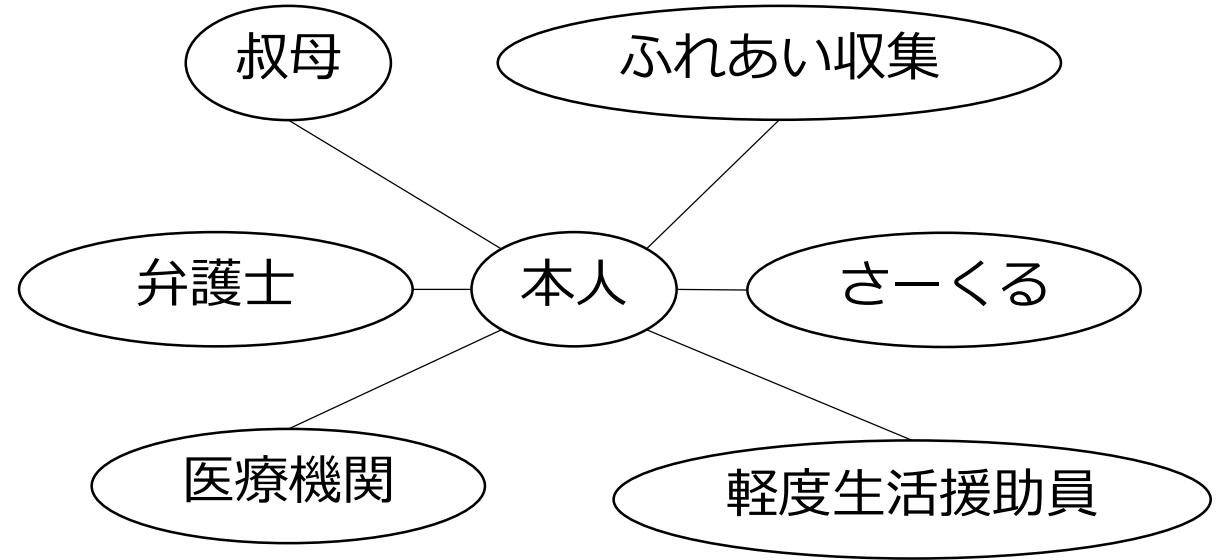
- 「稼げるなら稼ぎたい」という発言があり、就労意欲が出てきた

支援導入前後の関係者の整理

前



後



● 会議後の支援状況

- ・ 様々なサービスを導入することで、生活支援と同時に見守りの体制を構築した。
- ・ 歩行ができるようになったことで、さーくるが実施する居場所に参加するなど、他者との交流を持つことができるようになってきている。
- ・ 就労につながる発言もあり、時期を見て提案していく予定。

重層的支援会議を通じて医療機関など福祉以外の関係者とも連携し、どの制度にも対象にならないような相談者に対し、自立への支援を行っている。

職員が取り組むこと

断らない相談の実践(窓口対応から他部署への確認)

① A 課にて

これで手続きは終了です。他に
ご用件はございますか？

実は・・・



承知いたしました。
心当たりがあるので
確認してきます。

②

窓口にお客様が来ていて〇〇制
度について活用できるか確認し
たいとのことなのですが。



その制度で
あれば一度
こちらで話
を聞いてみ
ます。

承知しました。お客
様にお伝えします。

①窓口での市民対応の終了時に「他に用件がないか」確認をする

②つなぎ先と思われる部署に確認する

③



④ B 課にて

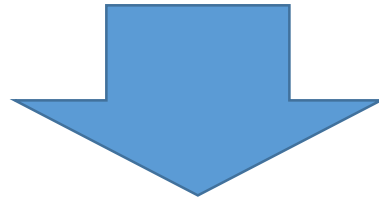


③確認後にお客様にご案内をする

④案内された先の部署で制度案内→制度の活用に至る

窓口での市民対応の終了時に「他に確認したいこと・残っている手続きなどがないか」確認をすることで、取りこぼしを防ぐことができるようになる。

つなぎ先を確認することで、たらい回しを防ぐことにもつながる。



福祉サービスにつながっていなかった人が、より早く福祉サービスによる支援を受けられるようになるため、窓口対応終了時には「他にお困りごとはありませんか？」の一言を添えていただくよう意識する。

船橋市における コミュニティソーシャルワーカー に関連する制度・取り組み

○地域福祉支援員

本市独自の取り組みとして、平成18年度から地域福祉活動を側面から支援する「地域福祉支援員」を地域福祉課に配置している。従来は事務職員が担っていたが、重層的支援体制整備事業を開始した令和5年度からは、「地域づくり支援事業」に位置付け、社会福祉士2名を配置し、機能強化を図っている。

地区社会福祉協議会や地域福祉団体の事業に積極的に出向き、顔の見える関係性を構築し、各団体の活動の状況やニーズを把握することで、幅広い世代を対象とした地域づくりやネットワーク構築につながるよう努めている。

○民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、日ごろより高齢者・障害者・子育て家庭・生活困窮者世帯など、生活のことで悩みを抱えている方の身近な相談役として活動している。

令和6年度からは、「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」の相談員が、地区民生委員児童委員協議会の定例会に参加し、地域との連携を深めることで、アウトリーチ機能の強化を図っている。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援サービス等の充実に向け、**地域での生活支援の担い手となるボランティア等を養成・発掘し、さらにそのネットワーク化を行う**生活支援コーディネーターを配置している。

市全域を担当する第1層生活支援コーディネーターは、市職員（地域福祉支援員）が担い、**地区を担当する第2層生活支援コーディネーターは、市の委託により24ある各地区社会福祉協議会に1名ずつ配置**している。

○地区社会福祉協議会による福祉相談

各地区コミュニティに設置されている**地区社会福祉協議会では、地域の身近な困りごとを受け止める窓口として「福祉相談窓口」を設け、地域コーディネーター（事務局員）が中心となり、相談内容に応じて、市や地域の関係機関・団体へのパイプ役を果たしている。**